

議案第92号関連資料

明石市立高齢者ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定のこと

1 改正の趣旨

市内に4館(中崎、大久保、魚住、二見)設置している高齢者ふれあいの里について、高齢者のみが利用する施設からすべての市民が利用できる地域の「共生型施設」へ移行することで、多世代の交流促進及び市民の健康福祉の増進を図る施設とするために必要な整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 施設の設置目的(第1条関係)

子どもから高齢者まで幅広い世代の交流の場を提供することにより、多世代の交流を促し、もって市民の健康福祉の増進を図ることを目的とします。

(2) 施設の名称(第2条関係)

施設を現行の「高齢者ふれあいの里」から「ふれあいの里」とします。

(3) 実施事業(第3条関係)

高齢者だけでなく、すべての市民を対象とした以下の事業を実施します。

ア 市民の健康づくりに関すること

イ レクリエーション活動その他市民の交流の機会の提供

ウ 市民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供

エ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(4) 使用者の範囲(第4条関係)

60歳以上の明石市民としていた施設の利用をすべての市民が利用できるよう対象者を広げます。

(5) 使用料に係る規定(第6条及び別表関係)

使用許可を受けて部屋を利用する場合、使用料を1時間単位とするとともに、部屋の大きさに応じて100円～600円とします。

60歳以上の高齢者は引き続き無料とし、未就学から高校生世代までの利用についても無料とします。

市が利用する場合や自治会等の地縁団体、地域のボランティア団体等が利用する場合には、使用料を全額減免とします(規則で規定)。

(6) その他

使用の許可、使用料の還付、使用許可の取消し、使用后原状回復義務等に係る規定の追加等、その他所要の整備を行います。

条例改正にあわせて規則改正を行い、開館日時、使用料の減免、附属設備の使用料等規定の整備を行います。

3 市民参画手続

令和4年5月31日(火)	明石市社会福祉審議会 意見聴取
令和4年6月13日(月)～30日(木)	高齢者ふれあいの里利用者へのアンケート調査
令和4年9月15日(木)～10月14日(金)	パブリックコメント

4 パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間 令和4年9月15日(木)～10月14日(金)
- (2) 意見件数 8件(3名)
- (3) 主な意見
 - ・ 設置目的にはおおむね賛成します。
 - ・ 開館日及び開館時間について賛成します。
 - ・ 「健康体操」や「囲碁・将棋」などの高齢者が多く利用している事業について、2025年に向けて高齢者が一段と増加するので存続をお願いします。

5 施行期日

令和5年4月1日